

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30			
1	産業観光課	全国中小企業勤労者福祉サービスセンターブロック会議開催補助金	中讃勤労者福祉サービスセンター	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H31	中小企業勤労者福祉の向上に努める。	西ブロック会議開催に係る経費を補助するもの。	-	-	-	(2)原則として廃止するもの	ア 会議費や事務費、施設管理費等の本来補助事業者等の自己財源で賄う経費に充当するもの	100
2	産業観光課	産業振興支援補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	産業振興計画に基づき、市内の中小企業に必要な支援を行い産業の活性化を図る。	市内の中小企業を対象に販路拡大・新規事業・人材育成等への補助金支給等の支援を行う。	17,092	17,164	20,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	19,100
3	産業観光課	事業継続計画(BCP)策定補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H31	中小企業者の事業継続計画策定を支援することにより、産業基盤の安定・強化を図り、地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与する。	市内の中小企業を対象に専門家又はそのものが所属する事業所に支払ったコンサルティング業務に係る経費の一部を補助。	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	900
4	産業観光課	空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	産業振興計画に基づき、中心市街地の空き店舗や空きオフィスの利活用を促進し、中心市街地の活性化ならびに創業支援、企業誘致を図る。	中心市街地内の空き店舗や空きオフィス等を活用して事業を開始する事業者に対し、改装に係る経費を補助。	4,235	3,740	3,750	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,000
5	産業観光課	企業立地促進奨励金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H30	本市の産業振興、雇用機会の拡大および人口減少の抑制を図る。	指定企業に対し、土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(限度額3年間で5億円)を補助する。	-	-	361,012	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	465,130

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
6	産業観光課	地元就職促進補助金	市内事業所等 就職者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H31	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する四国職業能力開発大学校卒業生に対し、地元での就職を支援することにより、市内事業所等の人材確保と定住の促進を図る。	市内事業所等に就職した後、返済1年目～返済3年目に返済した額を3年間補助するもの。	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	0
7	産業観光課	丸亀商工会議所運営補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商工業の振興を図ることにより、活力ある丸亀経済の形成と魅力あるまちづくりの実現。	商工業の振興、中心市街地の活性化、産学官の連携を図るため、関係団体の当該事業運営に対し補助するもの。	6,000	6,000	6,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	6,000
8	産業観光課	丸亀市飯綾商工会運営補助金	丸亀市飯綾商工会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商工業者の経営改善に関する相談と指導を行い、丸亀市の経済振興を図る。	商工業の振興などを図るため、関係団体の当該事業運営に対し補助するもの。	5,000	5,000	5,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,000

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
9	産業観光課	丸亀TMO運営等補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商店街に賑わいを創出する事業を行い、本市経済の発展を図る。	平成11年度に策定した丸亀TMO構想の基幹である中心市街地活性化事業を横断的・総合的に調整・実施するために設立された丸亀TMO推進協議会(丸亀商工会議所が事務局)の事業運営に対し補助するもの。主な事業内容として、空き店舗対策事業(秋寅の館の活用、FACE21やみたから市の運営協力)、婆婆羅まつりと連携など。	1,000	1,000	1,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,000
10	産業観光課	産学支援等事業補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	産(丸亀市中央商店街振興組合連合会)、学(地元学生)が連携し、企画立案し、商店街を舞台として実行するイベントを開催し、活性化を図る。	主催は丸亀商工会議所。丸亀市、丸亀市中央商店街振興組合連合会は共催として連携し、事業を補助する。27~29年度は、専門学校穴吹デザインカレッジの協力のもとシャッターアート事業を開催。30年度からはイルミネーション事業を開催。	350	350	250	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	350

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
11	産業観光課	キッズウィーク推進補助金	丸亀市キッズウィーク推進協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H30	学校等行事の振替休日を他の土・日曜日や祝日と組み合わせる新たな連休とするキッズウィークの推進し、国のプラスワン休暇とあわせて勤労者のワーク・ライフバランスの実現を目指す。	丸亀商工会議所を窓口とする丸亀市キッズウィーク推進協議会が実施する周知、学校等に対するアンケート調査やキッズウィーク行事の活動に対して補助するもの。	-	-	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
12	産業観光課	丸亀市中央商店街振興組合連合会補助金	丸亀中央商店街振興組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民生活の向上・利便性への寄与・地域貢献のため、丸亀市の中央に位置する商店街の活性化を図る。	富屋町・通町・浜町・本町の店舗が会員である丸亀市中央商店街振興組合連合会が、商店街活性化を目的で行う事業に対し、補助するもの。	700	700	700	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	700
13	産業観光課	中央商店街空き店舗データベース作成事業補助金	FACE21運営協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H30	中央商店街空き店舗情報のデータベースが古くなった為、実態調査等を行い、中央商店街の空き店舗活用を促進する。	実態調査等の経費に対して一部補助する。	-	-	100	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	0
14	産業観光課	香川県うちわ協同組合連合会補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	会員の相互扶助の精神に基づき、会員及びその組合員のために必要な共同事業を行うことで経済的地位の向上を図り丸亀うちわに関わる諸事業全体を推進すること。	香川県うちわ協同組合連合会が行う丸亀うちわの発展・継承に努める技法後継講座や、国内外に向け振興を図る丸亀うちわFUNFAN展などの事業運営に対し補助するもの。	1,650	1,650	1,650	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,650

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
15	産業観光課	青木石材協同組合補助金	青木石材協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	石製品の啓発活動の推進と新規開発した「新ブランド」の告知活動及び販売活動。地場産品「青木石」の発信などを行なう。青年部はおしろまつりなど市の行事に参加貢献(賑わいを創出)。	地場産品である青木石の共同販売を行い、青木石に関する諸事業を推進している青木石材協同組合に対し、補助するもの。	220	220	220	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	220
16	産業観光課	伝統的工芸品産業産地補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	国の伝統工芸品である「丸亀うちわ」の技術・技法を伝承していくこと。	香川県うちわ協同組合連合会が実施する国の伝統的工芸品である丸亀うちわの振興のための後継者育成事業(振興事業)に対し、丸亀市伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱に基づき補助するもの。	264	400	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
17	産業観光課	丸亀うちわニュー・マイスター認定事業補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H25	竹うちわの技術を伝承する目的で、香川県うちわ協同組合連合会が行う技術・技法講座の卒業生で伝統的な丸亀うちわの技術・技法(全工程)を身につけ、実際に竹うちわづくりに携わる職人を認定することにより、今後の活動の可能性を広げることとする。	香川県うちわ協同組合連合会が竹うちわの技術を伝承する目的で、伝統的な丸亀うちわの技術・技法(全工程)を身につけ、実際に竹うちわづくりに携わる職人を「丸亀うちわニュー・マイスター」として認定登録する。その認定登録制度の運営を補助するもの。	300	300	250	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
18	産業観光課	中小企業融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	870	695	1,200	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,200
19	産業観光課	中小企業融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成21～28年度に当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。	1,707	1,603	1,900	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,900
20	産業観光課	小規模事業者経営改善資金利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利0.5パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利0.5パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成27年4月1日以降に当該融資制度を利用し、最初の支払月から12ヶ月以内の返還金を約定どおり返済された人には、年利0.5%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、12ヶ月目の支払日から3ヶ月以内に申請しなければならない。	217	537	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
21	産業観光課	団扇工業振興融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	727	630	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
22	産業観光課	団扇工業振興融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成21～28年度に当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。	816	828	800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	800
23	産業観光課	新風融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	0	144	30	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	30

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
24	産業観光課	新風融資制度 利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。	50	43	70	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	70
25	産業観光課	丸亀うちわ東京オリパラ活用促進事業補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	H29	2020東京オリンピック・パラリンピックを好機と捉え丸亀うちわのブランド力の強化、認知度向上を図る。	香川県うちわ協同組合連合会が丸亀うちわのブランド力の強化、認知度向上のために係る経費を補助するもの。	—	2,802	4,000	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	4,000
26	産業観光課	商業振興事業補助金	対象事業者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H28	産業振興計画の重点テーマである中心市街地の活性化に繋がる事業を支援し、地域の商業発展に繋げる。	商店街振興組合等が地域の商業の発展のために行う事業に対し事業費の1/4以内で補助するもの。	3,795	455	476	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	508
27	産業観光課	S・S・H本島施設整備補助金	部落開放同盟丸亀市連絡協議会青年対策部SSH本島実行委員会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	海水浴シーズンに本島町泊の海水浴場にSSH本島を開設し、島を訪れる観光客や海水浴客の利便性の向上を図り、本島の観光に寄与する。	海水浴場開設に伴う費用	140	140	140	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	140

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30			
28	産業観光課	サメ対策事業補助金	丸亀市観光協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内で最も利用客の多い海水浴場3箇所(本島町泊・屋釜・広島町江の浦)にサメ対策監視船を派遣するなどサメによる事故防止対策を図る。	サメ対策に係る費用	2,000	1,400	1,400	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,400
29	産業観光課	遊泳区域告知用ブイ設置事業補助金	丸亀市観光協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内で最も利用客の多い海水浴場3箇所(本島町泊・屋釜・広島町江の浦)に遊泳区域告知用ブイ(ロープ含む)を設置し、観光・海水浴客の事故防止、危険区域告知など安全対策を図る。	ブイ設置に係る費用	1,200	1,200	1,200	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,200
30	産業観光課	丸亀さつき愛好会補助金	丸亀さつき愛好会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市の花である「さつき」の栽培技術の向上と普及につとめ、一人でも多くの方に趣味園芸に取り組んでいただき、安らぎのある心豊かな生活の実現と、花と緑にあふれるまちづくりに寄与する。	さつき愛好会運営に係る費用	200	200	200	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	200
31	産業観光課	丸亀お城まつり開催補助金	丸亀お城まつり協賛会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	「丸亀城」を中心に、地域住民の連携、郷土文化の振興を図るとともに、観光資源としての物産をPRし、観光客・帰省客等の集客によるにぎわいの創出を図る。	丸亀お城まつり開催に伴う費用	21,000	21,000	21,000	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	26,000

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H31年度 要求額 (千円)	
									H28	H29	H30			
32	産業観光課	あやうたふるさとまつり開催補助金	綾歌ふるさとまつり実行委員会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	綾歌地域の特産である「菊」の花をテーマに菊花展を開催するとともに、ふるさとの美・技・味等、趣向を凝らした多彩な催し物を行い、地域住民のふれあいの場として、人と地域文化の発展をめざす。	あやうたふるさとまつり開催に伴う費用	3,600	3,600	3,600	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	3,600
33	文化課	文化協会運営育成事業補助金	丸亀市文化協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民が優れた芸術・文化にふれることができるように芸術文化の振興を図るとともに、加盟団体の会員相互の親睦、文化力の向上を図る。	丸亀市文化協会が市民等の文化活動の支援を行うための費用や運営経費	2,388	2,388	2,388	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	2,388
34	文化課	文化協会文化事業補助金	丸亀市文化協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	故津島寿一氏の遺志を尊重し、市民文化の向上と文化振興に寄与するために文化団体の活動経費に充てる。	丸亀市文化協会が市民等の文化活動の支援を行うための費用や運営経費	2,290	2,290	2,290	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	2,290
35	文化課	瀬戸内国際芸術祭実行委員会補助金	瀬戸内国際芸術祭本島実行委員会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H24	瀬戸内国際芸術祭の準備・運営を円滑に実施することで地域振興を推進し、来場者の増加を図り、満足度を高める。	瀬戸内国際芸術祭実行委員会が円滑に業務を行うための運営経費	17,000	0	5,000	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	17,000

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
36	文化課	地域の芸術環境づくり補助金	(公財)ミモカ美術振興財団	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H23	美術館に高度な内容の展覧会を実施していただき、文化振興を推進する。	美術館展覧会への補助	5,000	5,000	0	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	0
37	農林水産課	農業共済組合補助金	香川県農業共済組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	農業災害補償法に基づき農作物共済、家畜共済等を実施することにより農家経営の安定を図り、農業生産力の発展に資すること。	香川県農業共済組合の運営に対する補助金。 補助率 定額	3,155	3,155	3,155	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	1,519

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
38	農林水産 課	農業生産組織 活動事業補助 金	香川県農業協 同組合丸亀支 店生産婦人部	イ 市民等が 主体的自立 的に行うも のであって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なも の	H17	農業の発展と安全・ 安心できる豊かなく らし作りのため、農 業に関する知識の 向上を図り、魅力 ある農業経営を 築く。	香川県農業協同組 合丸亀支店生産婦 人部の運営に対す る補助金。 補助率 定額	130	130	130	(2)原則 として廃 止するも の	イ 補助目的 が達成され た事業等	0
39			香川県農業協 同組合青壮年 部丸亀支部	イ 市民等が 主体的自立 的に行うも のであって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なも の	H17	丸亀農業振興のた め、農地有効利用 を行い技術の向上 に努め、地域農 業の発展に努め るとともに、積 極的な農業問題 の解決にとりく み、農業の先 駆者となること を期待する。	香川県農業協同組 合青壮年部丸亀支 部の運営に対す る補助金。 補助率 定額	130	130	130	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを 目的として 実施する 補助金等 交付事業	260
40	農林水産 課	生活研究活動 事業補助金	丸亀市生活研 究グループ連 絡協議会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うも のであって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なも の	H17	農村女性の持つ 知恵、技、経験 を活かし、住 みよい環境づく りにつとめて いる。今後は 食育にも力を いれ次世代 への継承に つながると 思われる。	丸亀市生活研究 グループ連絡協 議会の運営に 対する補助 金。 補助率 定額	300	300	300	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを 目的として 実施する 補助金等 交付事業	300

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
41	農林水産課	経営所得安定対策等推進事業費補助金	丸亀市地域農業再生協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H25	国において平成25年度から経営所得安定対策制度の実施に伴う推進活動のうち事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要な経費を助成することを目的とする。	経営所得安定対策制度の実施を行う丸亀市地域農業再生協議会に対する補助金 補助率 定額	5,340	5,318	5,078	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	5,500
42	農林水産課	力強い水田農業条件整備事業補助金	事業実施主体	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H23	力強い水田農業の確立を目的として、米麦生産力の確保を図るため、需用に見合う米麦生産の確保、売れる米づくりの推進及び水田農業における担い手の生産拡大や品質向上、経営の高度化などに対し香川県力強い水田農業対策事業と併せて支援する。	認定農業者等が生産規模の拡大や品質向上のために導入する農業機械等に対する補助金 県補助率30%、1/3市補助率15/100	2,790	4,685	4,475	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,248
43	農林水産課	米麦生産振興総合対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水稲における害虫の一斉駆除による被害防止及び麦類の優良種子導入による作付面積拡大と高品質生産を図ることを目的とする。	良質麦の種子購入及び病虫害防除薬剤購入等に対する補助金 補助率 5/100~15/100	2,979	3,410	3,285	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,980

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
44	農林水産課	園芸特産物生産振興総合対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本市において栽培されている様々な園芸特産物の生産性向上と、高品質化を図るために優良種苗の導入や施設園芸における被覆資材の更新を積極的に行うことで農家の収益向上に繋げ、地域農業の発展を目指すことを目的とする。 また、農業生産資材の不法投棄等をなくし、環境に配慮した農業の確立を目指す。	レタス、玉ねぎなどの指定野菜の種苗購入及び農業資材廃棄物処理費用に対する補助金 補助率15/100	1,735	1,513	1,674	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,296
45	農林水産課	果樹産地総合振興事業補助金	果樹生産農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本市の特産品の「桃」について高品質生産及び極早生品種の導入による、他産地で出荷のない時期に出荷することで、市場における優位販売を行い、強い産地の確立を目指すことを目的とする。	市の特産物である桃の生産拡大及び品質向上のため二重袋及び苗木購入に対する補助金 補助率15/100	961	996	1,050	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,200
46	農林水産課	農業経営基盤強化資金利子助成金	認定農業者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成・支援することを目的とする。	農業経営基盤強化資金の借りに係る利子助成金 県補助率1/2 市補助率1/2	82	60	45	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	60

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
47	農林水産課	認定農業者等農地集積支援事業補助金	認定農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	農地の流動化を促進し、利用権等の集積を通じて農業の担い手の育成・確保及び農地の有効利用を図り、もって地域農業の振興と農業構造の改善に資することを目的とする。	農地の有効利用を図るため、認定農業者等が農地集積を行った場合に補助金を交付する。 補助率 10,000円/10a	1,098	842	306	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	700
48	農林水産課	農業経営研究活動事業補助金	丸亀市農業経営者協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	自立経営志向農家の経営向上のため、自主的な学習等を推進することで、農業経営の健全な発展と、長期的安定を図り、農業経営者としての社会的地位及び経営基盤の確立に資することを目的とする。	丸亀市農業経営者協議会の運営に対する補助金。 補助率 定額	400	400	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
49	農林水産課	かがわ園芸産地活性化基盤整備事業補助金 (旧高品質園芸作物生産拡大条件整備事業補助金)	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	認定農業者等自立経営を目指す農業者等、産地の中核となる担い手の育成・確保により、地域農業の活性化と産地の強化を図ることを目的とする。	認定農業者等が生産規模の拡大や品質向上のために導入する園芸作物栽培用の農業機械及び施設等に対する補助金 県補助率1/3 市補助率15/100	54,943	32,994	38,594	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	42,503
50	農林水産課	園芸産地づくり強化対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	園芸主要品目の産地づくりの推進を目的とする。	市特産の園芸作物の品質を向上させるために導入する農業用施設・機械の導入等に対する補助金 市補助率15/100	511	0	149	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	600

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
51	農林水産課	肉用牛産地育成事業補助金	香川県農協丸亀地区肉牛研究会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	肉牛肥育農家相互扶助と共同の精神に基づき、丸亀地区内肉牛肥育事業の振興並びに販売面の統一拡張改善を図り、農家経営の発展と経済的社会的地位の向上を期することを目的とする。	香川県農協丸亀地区肉牛研究会の運営に対する補助金。 補助率 定額	360	360	360	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	360
52	農林水産課	有害鳥獣捕獲事業補助金	猟友会丸亀支部 猟友会綾歌支部 飯山地区有害鳥獣対策協議会 丸亀市鳥獣被害防止対策協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	有害鳥獣による水稲、野菜及び果樹園等の被害を食い止めるため、害鳥等の捕獲を目的とする。	有害鳥獣の捕獲を依頼する猟友会の運営に対する補助金 補助率 定額	975	1,344	1,822	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,572
53	農林水産課	新規就農者確保事業補助金	新規就農者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H24	就農直後の所得の不安定な当初5年間について、年額150万円を給付することにより、新規就農者の定着を図る。	新規就農者に年額150万円を給付 補助率 全額国費 定額 150万/人	13,500	13,342	12,703	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	16,500
54	農林水産課	人・農地プラン作成加速化支援事業補助金	法人化をめざす集落営農組織	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	H26	集落営農組織が法人化する際に、その取り組みを支援する。	補助率定額で1法人につき40万円。	1,000	600	0	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	0

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
55	農林水産課	環境保全型農業直接支援対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H23	環境に配慮した生産管理を行なう農業者に対して助成を行なうことにより、環境保全型農業の推進を図る。	有機栽培等環境を保全する農業生産を行なった農業者に補助金を交付する。国から農業者へ4,000円/10aを直接交付し県と市で4,000円/10aの補助金を交付する。	346	317	326	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	440
56	農林水産課	地域を支える集落営農組織設立支援事業補助金	集落営農組織等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	集落営農組織の新規設立及び経営規模の拡大や多角化、複合化など高度な経営展開に向けた取組みを推進し、地域を支える担い手の確保・育成を図る。	集落営農を目指す集落に対して会議費等の助成行なう。全額県費 定額10万/集落 集落営農組織が導入する農業用施設等に対する補助金 県補助率 1/3	0	0	91	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	100
57	農林水産課	地域を支える集落営農経営発展支援事業補助金	集落営農組織等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H26	農業生産法人が自らの経営発展のため導入する機械・施設に対して補助を行うことで、機械等導入に係るコストの低減を図り、法人経営の安定を目指す。	対象法人数 5法人 (県)事業費×1/3 (市)事業費×15%	22,313	18,448	28,370	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	29,536
58	農林水産課	新規就農者の里親育成事業補助金	認定農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	新規就農希望者を研修生として受け入れる農業者等に研修指導費用の助成を行なうことにより、新規就農者の育成・確保を図る。	研修生を受け入れる農業者等に助成 全額県費 1人当り5万/月 1里親最大2名まで	0	0	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	600

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30			
59	農林水産課	新規就農者の経営発展支援事業補助金	新規就農者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	新規就農者が経営発展のために整備に必要な費用の助成を行なうことにより、新規就農者の経営発展を図る。	新規就農者が整備する農業機械及び施設等に対する補助金 全額県費 補助率1/3	0	4,836	531	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	3,128
60	農林水産課	農地集積支援事業費補助金	市内農業者等	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	農地機構に農地を貸し付ける農地の出し手に対する補助と経営転換や離農により機構に農地を貸し付ける農業者に対する補助。	農地の出し手には2万円/10a 経営転換や離農者には30万円/1戸	16,751	9,222	17,000	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	17,000
61	農林水産課	明日の農業を守る鳥獣被害防止対策事業補助金	市内農業者等	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	有害鳥獣の田畑への侵入を防ぐ防護柵を設置しようとする農業者に対する補助 27年度繰越	有害鳥獣侵入防止柵設置 4,000,000円×1/2	355	588	975	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,000
62	農林水産課	香川6次産業化推進整備事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H26	農業者自ら又は他産業等と連携し、農産物の加工・販売に取り組み6次産業化を促進しようとする者がその取り組みに必要な機械・施設等の導入に対する補助 27年度繰越	事業費×1/3(県) 事業費×15%(市)	0	7	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
63	農林水産課	狩猟免許取得補助金	有害鳥獣捕獲従事者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H28	有害鳥獣捕獲従事者の拡充を図ることで、有害鳥獣による農作物被害を防止する。	有害鳥獣捕獲従事者が新たに狩猟免許等を取得する際の経費を補助する。 補助率:10/10	141	95	200	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	350

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
64	農林水産課	さめき富士桃の里まつり開催補助金	さめき富士桃の里まつり実行委員会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H31	飯山地域の特産品である桃の普及に努めることにより、まちの活性化や桃の消費・販路拡大を図り、銘柄産地をアピールすることを目的とする。	桃喰うまつりはじめ飯山地域の特産品である桃の普及に努めるなど、産業活性化を図るイベントに係る経費・委託料、関係団体に対する補助金	1,800	2,100	1,800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,800
65	農林水産課	体験型農園事業補助金	香川県農業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H31	体験型農園を開設し、農業と触れ合う場所の提供を行うことで、農業への理解を深めるとともに、新規就農者等農業後継者育成を図る。	体験型農園を開設するJA香川県に対し運営経費の一部を補助する。	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	405
66	農林水産課	マッチング促進基盤整備事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H31	農地中間管理事業による農地マッチング活動を促進するため、条件の良くない農地の簡易な基盤整備等を行う経費を支援し、農地の集積・集約化を図る。	暗渠排水の設置、法面への防草シートの施工等の簡易な基盤整備に係る経費の一部を補助する。補助率：県3/5、市1/5地元1/5	-	-	-	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	3,200
67	農林水産課	栗熊東生産森林組合運営補助金	栗熊東生産森林組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	組合員共同による森林経営等及びこれらに付帯する事業を行うことで、組合員の経済的社会的地位の向上を図る。	栗熊東森林組合で定めている義務的経費の一部を補助する。	140	140	140	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	140
68	農林水産課	単独県費造林事業補助金	森林所有者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H17	林業の振興を図ること。森林の公益的機能(水源涵養・土砂災害防止・二酸化炭素の吸収等)の増進が図られる。	制度等：森林所有者や森林組合などが行う造林事業に対し、補助金を交付する。補助率：国又は県の補助対象事業については10分の5以上	0	0	0	(3)休止又は減額するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	0

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
69	農林水産課	丸亀地区水産振興対策協議会運営補助金	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市における漁業の構造改善・漁業経営の近代化を図り、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	丸亀地区水産振興対策協議会で定めている義務的経費の一部を補助する。	500	500	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
70	農林水産課	丸亀市淡水漁業組合運営補助金	丸亀市淡水漁業組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市における内水面漁業構造の改善、漁業経営の近代化を図り、漁業の生産力を強化して、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	丸亀市淡水漁業組合で定めている義務的経費の一部を補助する。	150	150	150	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	150
71	農林水産課	重要稚仔放流事業(海面)補助金(市単事業)	丸亀市漁業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水産資源の繁殖保護及び漁家経営の安定と所得の向上を図る。	制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。補助率:補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	1,068	1,275	925	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,000
72	農林水産課	漁船漁具保全施設設置事業補助金	本島漁業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H17	漁船の耐久性の確保及び燃料効率の向上などによる経営コストの削減、作業の効率化が期待でき、水産業の振興や地域の活性化を図る。	制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。補助率:補助対象経費の10分の6(県4/10、市2/10)。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	0	0	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	6,100

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30			
73	農林水産課	重要稚仔放流事業(海面)補助金(県単事業)	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水産資源の繁殖保護及び漁家経営の安定と所得の向上を図る。	制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率:補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	3,963	3,000	3,000	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	2,800
74	農林水産課	海面清掃事業補助金	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	漁業操業の安全確保を図るため、海面に浮遊したり海浜の打ち上げられた廃棄物を回収し、きれいな海を取り戻すことを目的とする。	制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率:補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	400	400	400	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	400
75	農林水産課	漁場汚染防止事業補助金	中讃海域漁場環境整備協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	漁場を漂流する各種廃棄物を除去することにより、漁場環境の維持と水産資源の安全を図るとともに操業の安全を確保する。	制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率:補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	300	300	300	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	300
76	農林水産課	漁業近代化資金利子補給金	市内漁協の組合員	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	漁業の構造改善・漁場経営の近代化を図り、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	制度等:漁業近代化資金を市内の漁業者等に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率:利子の0.70%	35	30	52	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	300

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
77	農林水産課	漁業者緊急支援資金利子補給金	市内漁協の組合員	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H22	国の緊急経済対策に伴い、資金繰りに窮(きゅう)している中小漁業者を対象に、債務の整理等促進し、中・長期的経営資金を供給することで、漁業活動の維持増進と活性化を支援することを目的とする。	制度等：漁業者緊急支援資金を市内の漁業者等に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率：利子の0.10%	27	18	12	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	50
78	農林水産課	ノリ養殖経営強化対策資金利子補給金	市内漁協の組合員でノリ養殖業を営んでいる者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	ノリ養殖業の着業・運転に必要な資金の融資を行う機関に対し、利子補給金を交付することにより、ノリ養殖業を継続して行える経営の環境と安定を図る。	制度等：ノリ養殖経営強化対策資金を市内のノリ養殖業者に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率：利子の0.35%	0	-	-	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
79	農林水産課	多面的機能支払交付金事業補助金(旧農地・水保全管理支払交付金)	市内農業者等(～H26 中讃地域協議会)	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	農業生産の基盤となる農地や農業用水をはじめ農村の環境や美しい景観を、農業者のみならず地域ぐるみで守り支えていくことを目的とする。	活動区域内の農振農用地面積を基に助成金額を算定する。市の負担割合は1/4。	124,517	124,363	123,000	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	132,000

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
80	農林水産課	丸亀市土地改良区運営補助金	丸亀市土地改良区	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市内の土地改良事業を行う団体が相互の連絡協調により、土地改良事業の円滑な推進を図る。	市内土地改良団体の運営に対する補助金。	1,600	2,000	2,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,000
81		綾歌土地改良団体連絡協議会運営補助金	綾歌土地改良団体連絡協議会						1,600	2,000	2,000			2,000
82		飯山町土地改良団体連絡協議会運営補助金	飯山町土地改良団体連絡協議会						1,600	2,000	2,000			2,000
83	農林水産課	単独県費補助土地改良事業補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	土地改良区等が行う土地改良事業に対し、施設の進捗および農家の負担軽減等を図る。	土地改良区その他市長が適当と認める団体が行う土地改良事業に対し県の上乗せ補助。補助率：市30～40% 県50%	24,177	31,552	34,850	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	41,200

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
84	農林水産課	単独市費補助 土地改良事業 補助金	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	土地改良区等が行う 簡易な土地改良事業 に対し、施設の進捗 および農家の負担軽 減等を図る。	土地改良区その他 市長が適当と認める 団体が行う土地改 良事業に対し補助 金の交付を行う。 補助率:80~90%	16,126	17,126	28,160	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	34,700
85	農林水産課	土地改良事業 特別賦課金補 助金	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H31	農家の負担軽減を図 り、土地改良施設管 理者の管理意識の高 揚を図ることを目的 とする。	土地改良事業に係 る各協議会特別賦 課金に対し費用の 一部を負担する 補助率:50%	-	-	-	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事 業のうち、市 の負担が義務 的である事 業等	300
86	農林水産課	土地改良施設 維持管理適正 化事業補助金	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	土地改良施設管理者 の管理意識の高揚を 図るとともに、土地改 良施設の機能の保持 と耐用年数の確保に 資することを目的と する。	農業水利施設等の 改修の経費を5年間 積み立てて行う事業 の国・県の上乗せ補 助。 補助率:市30% 国 30% 県30%	1,923	4,407	2,691	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事 業のうち、市 の負担が義務 的である事 業等	2,484
87	農林水産課	ため池草刈業 務補助金	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H24	土地改良施設(ため 池、農業用水路等) の適正な維持管理を 目的とする。	ため池、農業用水路 等の維持管理の費 用の一部を補助す る。	896	900	900	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	900
88	農林水産課	聖池維持管理 事業補助金	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	土地改良施設(ため 池、農業用水路等) の適正な維持管理を 目的とする。	ため池等の維持管 理の費用の一部を 補助する。 県と交互(2年に1 度)	0	194	0	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	200

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H31年度 要求額 (千円)
									H28	H29	H30		説明	
89	農林水産課	農地耕作条件改善事業補助金 (旧:農業基盤整備促進事業補助金)	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	土地改良施設の改修工事に対し、上乗せ補助することにより、農家の負担を軽減する。	土地改良施設の改修工事に対する国・県の上乗せ補助。 補助率:市25% 国50% 県20%	9,584	24,320	12,800	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	14,280
90	農林水産課	集落営農推進生産基盤整備事業補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H28	集落営農の組織化及び強化を推進するため、農地の有効利用に向けた農道工事に対し上乗せ補助を行う。	集落営農組織が設立、又は本事業を通じて組織化を図る地域であること。補助率:県60%・市35%	4,200	0	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
91	農林水産課	ほ場整備法手続業務補助金	丸亀市飯山町土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H27	土地改良事業のほ場整備の法手続きに対し、補助を行い、農家の負担を軽減する。	土地改良事業のほ場整備の法手続業務委託に対する補助。 補助率:市50%	0	0	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
92	農林水産課	調査設計補助金	丸亀市飯山町土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H27	土地改良事業のほ場整備の調査設計に対し、上乗せ補助を行うことにより、農家の負担を軽減する。	土地改良事業のほ場整備の調査設計業務委託に対する補助。 補助率:県60%・市20%	0	0	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0